

放課後子どもひろばにかいどう他3施設の管理運営に関する指定管理者募集に係る質問回答書

| 質 問 | 回 答 |
|-----|---|
| 1 | 令和3年度(2021年度)の各施設の乳幼児利用実績を教えてください。 |
| | にかいどう 179名、いなむらがさき 0名です。(延べ数となり、付き添いの親は除きます。) |
| 2 | 令和4年(2022年)4月1日時点の子どもの家登録児童数を教えてください。 |
| | にかいどう 68名、いなむらがさき 32名です。 |
| 3 | 令和4年(2022年)6月1日時点のかまくらっ子早朝利用者登録数を教えてください。 |
| | にかいどう 1名、いなむらがさき 0名です。 |
| 4 | 令和4年(2022年)4月の早朝利用実績数を教えてください。 |
| | にかいどう 13名、いなむらがさき 13名です。(延べ数となります。) |
| 5 | 令和4年(2022年)6月1日時点のかまくらっ子延長利用者登録数を教えてください。 |
| | にかいどう 13名、いなむらがさき 9名です。 |

| | | |
|----|--|---|
| 6 | 令和4年(2022年)4月の延長利用実績数を教えてください。 | にかいどう 91名、いなむらがさき 51名です。(延べ数となります。) |
| 7 | 令和4年(2022年)6月時点の早朝・延長利用料の実績を教えてください。 | 4月から6月までの総額として、 早朝利用料はにかいどう 9,940円、いなむらがさき 3,040円です。 延長利用料はにかいどう 81,260円、いなむらがさき 63,960円です。 |
| 8 | 延長利用の過去3年間の実績を教えてください。 | 下記の通りとなります。なお、括弧内の人数は月の登録者数の積み上げになります。 令和元年度：にかいどう 533,900円(263名)、いなむらがさき 116,510円(67名) 令和2年度：にかいどう 402,830円(220名)、いなむらがさき 104,980円(86名) 令和3年度：にかいどう 291,960円(168名)、いなむらがさき 162,350円(109名) |
| 9 | 令和4年(2022年)6月1日時点の待機児童の有無、およびいる場合は人数を教えてください。 | にかいどう及びいなむらがさきともに待機児童はいません。 |
| 10 | 早朝利用及び延長利用の任意延長時間の利用実績を教えてください。 | 任意延長時間の実績はありません。 |
| 11 | 延長時間の要望が21時までで、保護者から要望が出た際に断ることは可能ですか。 | 保護者からのニーズと運営側の状況を鑑みて、市と指定管理者で協議を行います。 なお、全16施設において任意の延長利用の実績は過去ございません。 |
| 12 | 令和4年(2022年)6月1日時点の各かまくらっ子のスタッフ数(統括責任者・統括支援員・支援員・補助員、資格保有者数)を教えてください。 | にかいどう：統括責任者2名、統括支援員2名、支援員16名、補助員2名 いなむらがさき：統括責任者1名、統括支援員2名、支援員15名 資格保有者数は補助員を除き全員保有しております。 |

| 13 | 現在の人件費の労働条件を教えてください。 | <p>現在の人件費は下限での金額表示と同等となります。</p> <table border="1" data-bbox="1088 213 1841 512"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員（統括責任者）</td> <td>3,740,000 円/年</td> <td>月 126 時間勤務</td> </tr> <tr> <td>常勤職員（統括支援員）</td> <td>3,410,000 円/年</td> <td>月 126 時間勤務</td> </tr> <tr> <td>放課後児童支援員</td> <td>1,400 円/時間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補助員</td> <td>1,100 円/時間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コーディネーター等</td> <td>1,500 円/時間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※常勤職員の金額には、社会保険料を含んでいます。 ※交通費は別途支給します。 ※賞与に関する規定は設けていません。</p> | 職名 | 金額 | 備考 | 常勤職員（統括責任者） | 3,740,000 円/年 | 月 126 時間勤務 | 常勤職員（統括支援員） | 3,410,000 円/年 | 月 126 時間勤務 | 放課後児童支援員 | 1,400 円/時間 | — | 補助員 | 1,100 円/時間 | — | コーディネーター等 | 1,500 円/時間 | — |
|-------------|---|---|----|----|----|-------------|---------------|------------|-------------|---------------|------------|----------|------------|---|-----|------------|---|-----------|------------|---|
| 職名 | 金額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常勤職員（統括責任者） | 3,740,000 円/年 | 月 126 時間勤務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常勤職員（統括支援員） | 3,410,000 円/年 | 月 126 時間勤務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放課後児童支援員 | 1,400 円/時間 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助員 | 1,100 円/時間 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コーディネーター等 | 1,500 円/時間 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 子どもの家の人件費の積算について、任意延長時間は常に仕様書に定められた職員を配置することが求められるのですか。 | ご認識のとおりです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 統括責任者や統括支援員、コーディネーターが子どもの家やアフタースクールの支援員を兼ねることは可能ですか。 | <p>支援単位ごとに配置する2人のうち、1人は統括責任者及び統括支援員とすることは可能です。また、コーディネーターは支援員を兼務することが可能です。但し、コーディネーター業務を行う日に支援員として勤務することはできません。</p> <p>なお、統括責任者とリーダーは、専任となります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 統括責任者、各リーダーの要件、基準はありますか。あるとすればどのような条件がありますか。 | <p>鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月条例第 21 号）第 10 条第 3 項に規定する資格を有するものとしています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|--|---|
| 17 | 土曜日シフトの配置基準、資格要件はありますか。現状は何人くらい配置していますか。 | 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項及び第4項に定めるとおり、概ね40人の児童に対し放課後児童支援員を2人以上（うち1人を除き、資格要件を有さない補助員可。）配置するものとします。 現状として、令和4年度は平均してにかいどう5.2人、いなむらがさき5.2人配置しています。 |
| 18 | 支援児童に対する加配ルールや基準はどのように設定されていますか。子どもひろば、子どもの家それぞれ知りたいです。 | 支援児童に対する加配ルールや基準は設けていませんが、全ての児童を受け入れる体制を整え、安心・安全に施設の運営が行えるように努めてください。 |
| 19 | 放課後児童支援員の資格は神奈川県での取得が必須ですか。東京での取得は可能ですか。 | 東京都での取得も可能です。放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の修了書は全国共通となります。 |
| 20 | 現状の現場スタッフの継続雇用の希望はどの程度ありますか。 | 指定管理者が決定後、指定管理者と現支援員等との面談の上、継続雇用の有無の希望の聞き取りを行います。 |
| 21 | 合同保育実施の際の体制はどのような想定ですか。責任者候補やその他必要な条件はありますか。 | 直営施設からの円滑な引継ぎと安心安全な施設運営ができるよう、引き継ぎに係る新たな人員の配置を行う体制を整えてください。なお、人員に係る諸条件については鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）第10条に基づいてください。 |
| 22 | 常勤統括責任者、統括支援員の給与規定は126時間/月の勤務時間に対してですか。額を満たしていれば勤務時間は多くても大丈夫ですか。 | 126時間を超えて勤務させる場合は超過勤務手当を支給してください。 |

| | | |
|----|---|--|
| 23 | 令和3年度（2021年度）保護者会主催プログラムの実施実績を教えてください。（プログラム名と回数など） | にかいどう：水遊び（年間4回）、クリスマスプレゼントの提供、お別れ会プレゼントの提供、誕生日プレゼント各月準備（年間12回） いなむらがさき：記念品の提供（年間1回） |
| 24 | 令和3年度（2021年度）保護者会の開催頻度について教えてください。 | にかいどう：年間4回 いなむらがさき：年間1回 |
| 25 | 令和4年（2022年）6月1日時点の子どもの家の保護者会の役員数を教えてください。 | にかいどう：6名（会長1名、書記1名、会計1名、マチコミ管理1名、おやつ会計2名） いなむらがさき：8名（会長1名、副会長1名、書記1名、おやつ担当5名） |
| 26 | 令和4年（2022年）6月時点のおやつの手配者について教えてください。 | にかいどう：父母会 いなむらがさき：父母会 |
| 27 | 令和3年度（2021年度）の放課後かまくらっ子の仕出し弁当手配実績を教えてください。 | にかいどう：301食 いなむらがさき：なし |

| | | |
|----|--|--|
| 28 | <p>令和3年度の光熱水費及び機械警備保守管理費用を教えてください。</p> <p>また、稲村ヶ崎は小学校内での運営になりますが、光熱水費は指定管理者が負担をするのですか。</p> | <p>令和3年度までは、にかいどうは青少年会館との合算、いなむらがさきは小学校との合算にて光熱水費の支払いを行っていたため、施設単体での費用は発生していません。</p> <p>指定管理開始後の光熱水費の支払いは、施設面積按分で行うため、相当額を指定管理料に計上しています。</p> |
| 29 | <p>放課後子どもひろばいなむらがさき・いなむらがさき子どもの家「いなほ」の機械整備費の費用は指定管理者が支払いを行うのですか。</p> | <p>指定管理者が支払います。</p> |
| 30 | <p>各かまくらっ子における廃棄物処理方法について教えてください。その際の費用に関しては、指定管理者の負担との認識で合っていますか。</p> | <p>市の分別基準に従い事業系廃棄物とし、指定管理者の手配で廃棄物処理をお願いします。</p> <p>その際の費用は指定管理料に計上しています。</p> |
| 31 | <p>1年生から6年生までの基本的な下校時間を教えてください。</p> | <p>学校や時期によって異なりますが、低学年は13時10分から14時40分の間が多く、高学年は15時30分頃となります。</p> |
| 32 | <p>体験プログラムの謝礼基準がいくらですか。</p> | <p>講師一人あたり5,000円、サポーター一人あたり3,000円となります。</p> <p>なお、1回のプログラムで支払える謝礼上限額は17,000円となります。(講師+サポーター4人まで)</p> |
| 33 | <p>プログラム実施に際する、受益者の自己負担金はどの程度可能ですか。</p> | <p>特に自己負担額に上限はありませんが、原材料費等の実費相当額のみ徴収としてください。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 34 | 土曜日の子どもの家、利用に対しては別途料金の設定が可能ですか。 | 別途料金の設定はできません。 利用料金は鎌倉市子どもの家条例に定める額としてください。(仕様書P.4参照) |
| 35 | 法人独自の入退室管理システムは使用可能か。保護者の利用徴収も検討可能ですか。 | 独自の入退室管理システムや徴収システムを導入することは可能です。 |
| 36 | 入出金のすべてを専用の口座にまとめなければならないのですか。 | 原則として法人等による他の事業とは別に独立した口座で行い、指定管理料に関わる入出金情報を明確にしてください。 |
| 37 | 令和3年度(2021年度)の納税証明書が提出期限に間に合わない場合、どのようにすればよいですか。 | 提出時には納税を行った際の領収書を提出してください。令和3年度の納税証明書は7月6日までに提出してください。 |
| 38 | 登記簿謄本について新規発行ができず、提出期限に間に合わない場合、どのように対応すればよいですか。 | 提出時に取得可能な登記事項証明書の写しを提出してください。その後、新たに更新された登記事項証明書を7月6日までに提出してください。 |

| | | |
|----|---|--|
| 39 | <p>プロジェクターを投影する投射スクリーンも含めて用意するという認識であっていますか。</p> | <p>ご認識のとおり、プレゼンテーションで使用する機材は投射スクリーンも含めて全て応募者が用意してください。</p> |
| 40 | <p>事業計画書は任意の様式を使用してもよいですか。また、にかいどうといなむらがさきで書式を分けず、同一書式内での記述でもよいですか。</p> | <p>任意の様式で構いません。また、にかいどうといなむらがさきの事業計画書についても一つにまとめた書式で構いません。</p> |
| 41 | <p>仕様書の5管理基準の(3)かまくらっ子の実施時間等の子どもひろばの土曜日は休みと記載されていますが、5(4)子どもひろば及び子どもの家の開所時間の土曜日は8時30分から17時と記載されていますが、実際の運営はどのようなになっていますか。</p> | <p>土曜日はアフタースクールで使用している子どもひろばは開放していますが、アフタースクール自体は実施しておりません。</p> |
| 42 | <p>仕様書内の平均利用者の考え方について教えてください。</p> | <p>17時前に帰宅する平均利用者数及び17時以降も利用する平均利用者数については、児童1人あたりの17時前及び17時以降の月の平均利用回数を算出しております。</p> |
| 43 | <p>仕様書内の業務の具体的内容(1)共通事項について、「施設の運営に関する行う」イの中の「学習センター」が指している場所を教えてください。</p> | <p>放課後子どもひろば及び子どもの家を指します。</p> |